

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	大阪府		
高校入試 担当部署名	教育庁教育振興室高等学校課学事グループ		
TEL	06-6944-6887	FAX	06-6944-6888
URL	http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/tyugakusei/index.html		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	村上 自子 (所属: NPO法人おおさかこども多文化センター)
--------	---------------------------------

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
○	○	○	○	○	×	○	×
	①定員内		①定員内				

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ	
1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ	NPO法人おおさかこども多文化センター http://okotac.org 大阪府在日外国人教育研究協議会 fugaikyoun@nifty.com
2.多言語による関連情報	大阪府日本語教育支援センター(ピアにほんご) http://pianihongo.org 大阪府教育庁小中学校課 帰国・渡日児童生徒学校 http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikukutoniti-sapo/
3.その他	大阪府内8地域(11ヶ所)で、毎年、教育委員会主催の多言語進路ガイダンスが開催されます。

I 全日制高校について			
		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		把握せず	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮事項	令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮事項
2-2.滞日年数制限		帰国又は入国後、原則として小学校第1学年以上の学年に編入学した者	原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者
2-3.措置の内容		学力検査の時間延長 辞書持込、学力検査問題へのルビ打ち、キーワードの外国語併記	自己申告書の代筆または日本語以外の使用
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜	海外から帰国した生徒の入学者選抜
3-2.滞日年数制限		原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第4学年以上の学年に編入学した者	原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者(国籍を問わない)
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		7校 / 全校 131校	10校 / 全校 131校
3-4.学校名		東淀川、福井、門真なみはや、八尾北、成美、長吉、布施北	旭、枚方、花園、長野、佐野、住吉、千里、泉北、箕面、和泉
3-5.定員	①定員内(枠内)	東淀川16名、長吉・布施北各12名 その他各14名(4校)	各校8名以内
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		○	○
3-7.試験内容		数学、英語、作文	数学、英語、面接
備考		志願者数:116名 合格者数:94名	志願者数:30名 合格者数:30名

大阪府では、外国人生徒、中国帰国生徒等の区別をせずに、左記の要件を満たせば申請することができます。

大阪府では、外国人生徒、中国帰国生徒等の区別をせずに、左記選抜の応募資格を満たせば志願することができます。全学校数は全日制の課程(クリエイティブスクールを含む)の入学者選抜実施校です。「海外から入学した生徒選抜実施校」は他に市立高校があります。

II 定時制高校について		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		把握せず	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮事項	令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮事項
2-2.滞日年数制限		帰国又は入国後、原則として小学校第1学年以上の学年に編入学した者	原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者
2-3.措置の内容		学力検査の時間延長 辞書持込、学力検査問題へのルビ打ち、キーワードの外国語併記	自己申告書の代筆または日本語以外の使用
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学者の有無		×	×
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学者のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となり、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容			
備考			

大阪府では、外国人生徒、中国帰国生徒等の区別をせずに、左記の要件を満たせば申請することができます。

Ⅲ 高校入学後の状況	
1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する府立高校が増加している状況を踏まえて、学校に対して教育サポーターを派遣する等により、様々な課題に応じた外国人生徒への支援体制の充実を図る。
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握なし
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	有(12人)

出願時に国籍を把握しないため。

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	△	個別の事情を勘案し、判断する
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施してならず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	④	志願者の個別の事情を勘案し、学校教育法施行規則第95条第5項に該当するかどうかを、応募資格の確認とあわせて出願に先立って行っている。
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	△	個別の事情を勘案し、判断する
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施してならず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	④	志願者の個別の事情を勘案し、学校教育法施行規則第95条第5項に該当するかどうかを、応募資格の確認とあわせて出願に先立って行っている。
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在在期間に含まれるか	○	
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受検)希望があったか	○	希望者数を把握していない。